

平成30年度福岡市包括外部監査の結果報告書(概要版)

福岡市包括外部監査人 吉村祐二

○本報告書の構成は次のとおり

項目の概要	本編頁	本概要版
I. 監査の概要(テーマ、対象、視点、実施者等)	P5～P7	P2
II. 監査対象の概要	P8～P31	P2, P6～10
III. 監査結果の概要 (監査結果の記載方法、結果及び意見の件数、項目)	P32～P34	P3～5
IV. 市の水関連事業全般に関する意見	P35～P41	P11
V. 財務事務における指摘事項及び監査の結果に添えて提出する 意見	P42	P12
1. 水道事業(工業用水道事業含む)	P42～P159	P12～20
2. 下水道事業	P160～P278	P21～35
3. 河川事業	P279～P297	P36～37
4. 集落排水事業	P298～P315	P38～41

○監査の概要・監査実施者などは次のとおり

項目	内容															
監査テーマ	福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について															
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が行う水関連事業の重要な事業である水道事業及び下水道事業は、いずれも地方公営企業法を適用しており、料金収入を基にした独立採算制を基本方針として事業を運営 ○ 各事業ともに保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等に備え、不断の経営健全化の取組が必要 ○ このような状況の下、各事業において中長期的な事業ビジョンもしくは経営戦略を策定し、安定的な事業運営を促すための数々の施策を推進中 ○ また、河川事業及び集落排水事業については、水害等の防災及び環境維持の観点から、水道事業及び下水道事業と関連性が高い事業 ○ 上記の観点より、最も基本的なインフラ事業である水道事業及び下水道事業等について「現状把握に基づく正確な課題認識が行えているか」及び「課題対応を効果的かつ効率的に実施しているか」の確認に資する目的で選定 															
監査の対象と監査手続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業について、所管部局に対するヒアリングや資料の閲覧等により詳細な監査手続を実施 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業名</th> <th>部局等名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>水道事業 (工業用水道事業含む)</td> <td>水道局 公益財団法人福岡市水道サービス公社</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>下水道事業</td> <td>道路下水道局</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>河川事業</td> <td>道路下水道局</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>集落排水事業</td> <td>農林水産局</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	部局等名	1	水道事業 (工業用水道事業含む)	水道局 公益財団法人福岡市水道サービス公社	2	下水道事業	道路下水道局	3	河川事業	道路下水道局	4	集落排水事業	農林水産局
	事業名	部局等名														
1	水道事業 (工業用水道事業含む)	水道局 公益財団法人福岡市水道サービス公社														
2	下水道事業	道路下水道局														
3	河川事業	道路下水道局														
4	集落排水事業	農林水産局														
監査対象期間	○ 平成 29 年度(必要に応じて平成 30 年度や平成 28 年度以前の過年度も対象)															
監査の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「決算」「契約事務」「債権管理」「財産」などの財務事務が適切に実施されているか ○ 水道、下水道、集落排水においては受益者負担が生じる事業が含まれており、料金の算定が適切に実施されているか ○ 水関連事業の一般的な課題である「経営戦略」、「人材育成」、「BCP※」等について、現状把握に基づく正確な課題認識が行えているか、及び課題対応を効果的かつ効率的に実施しているか 															
監査実施者	包括外部監査人 公認会計士 吉村 祐二 包括外部監査人補助者 公認会計士 弁護士 など合計 12 名															

※BCP Business Continue Plan 災害等発生に備えた事業継続計画

○「指摘事項」と「意見」の件数は次のとおり

区分	指摘事項	意見	合計
市の水関連事業全般に関する意見※	-	1	1
各事業における指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見	21	46	67
合計	21	47	68

※市の水関連事業全般に関する意見は、各事業における指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見を統括する総合意見

○指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見は次のとおり

区分	内容
【総合意見】	水道局、道路下水道局、及び農林水産局の連携について

【各事業における指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見】

(件数)

事業合計	1 水道事業		2 下水道事業		3 河川事業		4 集落排水事業		合計	
	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見
決算	4	-	4	7	-	-	-	2	8	9
契約事務	1	1	4	-	-	-	-	3	5	4
債権管理	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3
財産	2	3	1	2	2	2	-	-	5	7
経営戦略	-	2	-	3	-	-	-	1	-	6
人材育成	-	1	-	2	-	-	-	-	-	3
BCP	-	1	-	2	-	-	-	-	-	3
その他	1	5	2	5	-	-	-	1	3	11
小計	8	16	11	21	2	2	-	7	21	46
事業合計	24		32		4		7		67	

(項目一覧)

分類 ※	指摘事項/ 意見	項目 ※
1 水道事業		
決算(1)	指摘事項	1-(1)-1 貸借対照表の正確性の確保について
		1-(1)-2 現物確認の際の作成書類について
		1-(1)-3 退職給付引当金の算定について
		1-(1)-4 前受金の精算事務について
契約事務(2)	指摘事項	1-(2)-1 契約変更ルール of 遵守について
	意見	1-(2)-1 契約条項の確認について
債権管理(3)	意見	1-(3)-1 徴収方法について

分類 ※	指摘事項/ 意見	項目 ※	
		1-(3)-2 延滞金について	
		1-(3)-3 住民情報検索用端末へのアクセス権限について	
財産(4)	指摘事項	1-(4)-1 実地たな卸の方法について	
		1-(4)-2 固定資産の除却漏れについて	
	意見	1-(4)-1 毒物等の取扱いに関する内規について	
		1-(4)-2 固定資産の管理シールの貼付について	
		1-(4)-3 固定資産の減損会計に関連する規定について	
経営戦略(5)	意見	1-(5)-1 将来見通しの前提について	
		1-(5)-2 経営戦略の期間について	
人材育成(6)	意見	1-(6)-1 人材育成計画について	
BCP(7)	意見	1-(7)-1 水道施設の監視状況について	
その他(10)-(11)	指摘事項	1-(10)-1 公社に対する貸付料の減免について	
	意見	1-(10)-1 公社への業務委託の必要性及び事業の方向性等について	
		1-(10)-2 財産処分等に関する規程について	
		1-(10)-3 役員の兼務状況の確認について	
		1-(11)-1 資金繰りについて	
1-(11)-2 収支均衡に向けた取組みについて			
2 下水道事業			
決算(1)	指摘事項	2-(1)-1 貸借対照表の正確性の確保について	
		2-(1)-2 現物確認の際の作成書類について	
		2-(1)-3 破産更生債権の表示について	
		2-(1)-4 児童手当に要する経費への負担金の計算誤りについて	
	意見	2-(1)-1 滞留債権の回収努力について	
		2-(1)-2 その他投資と企業債の予算編成について	
		2-(1)-3 雨水処理に要する経費の算定方法について	
		2-(1)-4 雨水処理負担金の会計処理について	
		2-(1)-5 退職手当の下水道事業での負担について	
		2-(1)-6 退職給付引当金の設定について	
		2-(1)-7 退職手当の負担に係る注記について	
	契約事務(2)	指摘事項	2-(2)-1 随意契約における業者選定について
			2-(2)-2 契約変更の時期について
2-(2)-3 再委託の承諾漏れについて			
2-(2)-4 個人情報・情報資産取扱特記事項の添付漏れについて			
財産(4)	指摘事項	2-(4)-1 固定資産の減損の要否について	
	意見	2-(4)-1 遊休固定資産について	
経営戦略(5)	意見	2-(4)-2 固定資産の減損会計に関連する規定について	
		2-(5)-1 経営戦略における貸借対照表の作成について	
		2-(5)-2 経営戦略の見直しについて	
人材育成(6)	意見	2-(5)-3 経営戦略の期間について	
		2-(6)-1 下水道事業単独の人材育成プランについて	
BCP(7)	意見	2-(6)-2 人材育成計画について	
		2-(7)-1 下水道 BCP における流域下水道事業者との協力・連携体制について	
その他(8)-(11)	指摘事項	2-(7)-2 事前対策計画のうち今後検討予定となっている事項について	
		2-(8)-1 水洗化貸付金の債権管理事務について	
	意見	2-(8)-2 水洗化貸付金の滞納未収金に対する貸倒引当金について	
		2-(8)-1 「市長が特に認める場合」の確認について	
		2-(9)-1 雨水流出抑制施設助成制度の見直しについて	
		2-(10)-1 再生水供給区域における供給実績の伸び悩みについて	
		2-(10)-2 再生水利用下水道事業のセグメント情報の開示について	
2-(11)-1 耐震対策の進捗状況について			
3 河川事業			
財産管理(3)	指摘事項	3-(3)-1 河川の未申請占用等について	

分類 ※	指摘事項/ 意見	項目 ※
		3-(3)-2 水路の未申請使用について
	意見	3-(3)-1 水防資材の使用報告について
		3-(3)-2 水防資材の備蓄について
4 集落排水事業		
料金設定(3)	意見	4-(3)-1 集落排水事業の経営改善について
地方公営企業法適用(5)		4-(5)-1 集落排水事業の地方公営企業法適用について
契約事務(7)	意見	4-(7)-1 特命随意契約の理由について
		4-(7)-2 従事者名簿の提出と資格確認について
		4-(7)-3 業務遂行責任者の勤務実績報告について
経営戦略(4)	意見	4-(4)-1 経営戦略の策定について
その他(6)	意見	4-(6)-1 下水道事業と集落排水事業の業務統合について

※分類及び項目における()カッコ書きの番号は、本編「Ⅴ.財務事務における指摘事項及び監査結果に添えて提出する意見」の項目番号と対応

○市の各事業の概要は次のとおり

項目	内容																																																													
水道事業 (工業用水事業を含む)	(所管部局) 水道局 ■水道事業 (事業概要)																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">平成 29 年度</th> <th rowspan="2">平成 28 年度</th> <th colspan="2">対前年度増減</th> </tr> <tr> <th></th> <th>比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水区域内人口</td> <td>人</td> <td>1,567,591</td> <td>1,555,196</td> <td>12,395</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>給水人口</td> <td>人</td> <td>1,561,891</td> <td>1,549,196</td> <td>12,695</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>普及率</td> <td>%</td> <td>99.6</td> <td>99.6</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>年間総給水量</td> <td>m³</td> <td>149,822,086</td> <td>148,507,461</td> <td>1,314,625</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>年間有収水量</td> <td>m³</td> <td>145,083,910</td> <td>143,401,842</td> <td>1,682,068</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>有収率</td> <td>%</td> <td>96.8</td> <td>96.5</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>1日給水能力</td> <td>m³</td> <td>777,787</td> <td>777,787</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1日平均給水量</td> <td>m³</td> <td>410,471</td> <td>406,870</td> <td>3,601</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table>						区分	単位	平成 29 年度	平成 28 年度	対前年度増減			比率 (%)	給水区域内人口	人	1,567,591	1,555,196	12,395	0.8	給水人口	人	1,561,891	1,549,196	12,695	0.8	普及率	%	99.6	99.6	0.0	0.0	年間総給水量	m ³	149,822,086	148,507,461	1,314,625	0.9	年間有収水量	m ³	145,083,910	143,401,842	1,682,068	1.2	有収率	%	96.8	96.5	0.3	0.3	1日給水能力	m ³	777,787	777,787	—	—	1日平均給水量	m ³	410,471	406,870	3,601	0.9
区分	単位	平成 29 年度	平成 28 年度	対前年度増減																																																										
					比率 (%)																																																									
給水区域内人口	人	1,567,591	1,555,196	12,395	0.8																																																									
給水人口	人	1,561,891	1,549,196	12,695	0.8																																																									
普及率	%	99.6	99.6	0.0	0.0																																																									
年間総給水量	m ³	149,822,086	148,507,461	1,314,625	0.9																																																									
年間有収水量	m ³	145,083,910	143,401,842	1,682,068	1.2																																																									
有収率	%	96.8	96.5	0.3	0.3																																																									
1日給水能力	m ³	777,787	777,787	—	—																																																									
1日平均給水量	m ³	410,471	406,870	3,601	0.9																																																									
	(施設概要)																																																													
	・ダム																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ダム名</th> <th>曲淵ダム</th> <th>南畑ダム</th> <th>久原ダム</th> <th>江川ダム</th> <th>脊振ダム</th> <th>瑞梅寺ダム</th> <th>長谷ダム</th> <th>猪野ダム</th> <th>五ヶ山ダム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川名</td> <td>室見川水系</td> <td>那珂川水系</td> <td>多々良川水系</td> <td>筑後川水系</td> <td>那珂川水系</td> <td>瑞梅寺川水系</td> <td>多々良川水系</td> <td>多々良川水系</td> <td>那珂川水系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>八丁川</td> <td>那珂川</td> <td>穴口川</td> <td>小石原川</td> <td>那珂川</td> <td>瑞梅寺川</td> <td>長谷川</td> <td>猪野川</td> <td>那珂川</td> </tr> <tr> <td>目的</td> <td>水道</td> <td>洪水調節、水道 不特定、発電</td> <td>水道</td> <td>かんがい、水道 工業、都市用水</td> <td>水道</td> <td>洪水調節、水道 不特定</td> <td>水道</td> <td>洪水調節、水道 不特定</td> <td>洪水調節、水道 不特定、治水対策</td> </tr> <tr> <td>総貯水容量 (千m³)</td> <td>2,608</td> <td>6,000</td> <td>1,600</td> <td>25,300</td> <td>4,500</td> <td>2,420</td> <td>4,920</td> <td>5,110</td> <td>40,200</td> </tr> </tbody> </table>						ダム名	曲淵ダム	南畑ダム	久原ダム	江川ダム	脊振ダム	瑞梅寺ダム	長谷ダム	猪野ダム	五ヶ山ダム	河川名	室見川水系	那珂川水系	多々良川水系	筑後川水系	那珂川水系	瑞梅寺川水系	多々良川水系	多々良川水系	那珂川水系		八丁川	那珂川	穴口川	小石原川	那珂川	瑞梅寺川	長谷川	猪野川	那珂川	目的	水道	洪水調節、水道 不特定、発電	水道	かんがい、水道 工業、都市用水	水道	洪水調節、水道 不特定	水道	洪水調節、水道 不特定	洪水調節、水道 不特定、治水対策	総貯水容量 (千m ³)	2,608	6,000	1,600	25,300	4,500	2,420	4,920	5,110	40,200						
ダム名	曲淵ダム	南畑ダム	久原ダム	江川ダム	脊振ダム	瑞梅寺ダム	長谷ダム	猪野ダム	五ヶ山ダム																																																					
河川名	室見川水系	那珂川水系	多々良川水系	筑後川水系	那珂川水系	瑞梅寺川水系	多々良川水系	多々良川水系	那珂川水系																																																					
	八丁川	那珂川	穴口川	小石原川	那珂川	瑞梅寺川	長谷川	猪野川	那珂川																																																					
目的	水道	洪水調節、水道 不特定、発電	水道	かんがい、水道 工業、都市用水	水道	洪水調節、水道 不特定	水道	洪水調節、水道 不特定	洪水調節、水道 不特定、治水対策																																																					
総貯水容量 (千m ³)	2,608	6,000	1,600	25,300	4,500	2,420	4,920	5,110	40,200																																																					
	・浄水場																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>乙金浄水場</th> <th>多々良浄水場</th> <th>高宮浄水場</th> <th>夫婦石浄水場</th> <th>瑞梅寺浄水場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水開始年</td> <td>1972年</td> <td>1988年</td> <td>1960年</td> <td>1976年</td> <td>1977年</td> </tr> <tr> <td>施設能力 m³/日</td> <td>110,500</td> <td>122,000</td> <td>199,000</td> <td>174,000</td> <td>22,000</td> </tr> </tbody> </table>						施設名	乙金浄水場	多々良浄水場	高宮浄水場	夫婦石浄水場	瑞梅寺浄水場	給水開始年	1972年	1988年	1960年	1976年	1977年	施設能力 m ³ /日	110,500	122,000	199,000	174,000	22,000																																						
施設名	乙金浄水場	多々良浄水場	高宮浄水場	夫婦石浄水場	瑞梅寺浄水場																																																									
給水開始年	1972年	1988年	1960年	1976年	1977年																																																									
施設能力 m ³ /日	110,500	122,000	199,000	174,000	22,000																																																									
	※1: 福岡地区水道企業団分22,000m ³ /日を含む ※2: 糸島市分7,000m ³ /日を含む																																																													
	・配水管総延長 4,012,500m																																																													
	(平成 29 年度決算)																																																													
	・収益的収入及び支出の状況(単位:千円、%)																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>決算額の予算額 に対する差額</th> <th>決算額の予算額 に対する比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業収益</td> <td>38,350,169</td> <td>38,612,822</td> <td>262,653</td> <td>100.7</td> </tr> <tr> <td>水道事業費用</td> <td>32,318,315</td> <td>31,597,385</td> <td>720,930</td> <td>97.8</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>6,031,854</td> <td>7,015,436</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						区分	予算額	決算額	決算額の予算額 に対する差額	決算額の予算額 に対する比率	水道事業収益	38,350,169	38,612,822	262,653	100.7	水道事業費用	32,318,315	31,597,385	720,930	97.8	差引額	6,031,854	7,015,436	—	—																																				
区分	予算額	決算額	決算額の予算額 に対する差額	決算額の予算額 に対する比率																																																										
水道事業収益	38,350,169	38,612,822	262,653	100.7																																																										
水道事業費用	32,318,315	31,597,385	720,930	97.8																																																										
差引額	6,031,854	7,015,436	—	—																																																										
	・資本的収入及び支出の状況(単位:千円、%)																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>翌年度 繰越額</th> <th>増減</th> <th>決算額の予算額 に対する比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本的収入</td> <td>7,897,980</td> <td>5,585,322</td> <td>1,110,684</td> <td>△1,201,974</td> <td>70.7</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>25,124,025</td> <td>21,692,318</td> <td>3,144,055</td> <td>287,652</td> <td>86.3</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>△17,226,045</td> <td>△16,106,996</td> <td>△2,033,371</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						区分	予算額	決算額	翌年度 繰越額	増減	決算額の予算額 に対する比率	資本的収入	7,897,980	5,585,322	1,110,684	△1,201,974	70.7	資本的支出	25,124,025	21,692,318	3,144,055	287,652	86.3	差引額	△17,226,045	△16,106,996	△2,033,371	—	—																																
区分	予算額	決算額	翌年度 繰越額	増減	決算額の予算額 に対する比率																																																									
資本的収入	7,897,980	5,585,322	1,110,684	△1,201,974	70.7																																																									
資本的支出	25,124,025	21,692,318	3,144,055	287,652	86.3																																																									
差引額	△17,226,045	△16,106,996	△2,033,371	—	—																																																									
	・貸借対照表(単位:千円)																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>借方</th> <th colspan="2">決算額</th> <th>貸方</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産合計</td> <td colspan="2">367,091,450</td> <td>負債資本合計</td> <td>367,091,450</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td colspan="2">352,297,091</td> <td>負債</td> <td>189,288,558</td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td colspan="2">14,794,359</td> <td>資本</td> <td>177,802,892</td> </tr> </tbody> </table>						借方	決算額		貸方	決算額	資産合計	367,091,450		負債資本合計	367,091,450	固定資産	352,297,091		負債	189,288,558	流動資産	14,794,359		資本	177,802,892																																				
借方	決算額		貸方	決算額																																																										
資産合計	367,091,450		負債資本合計	367,091,450																																																										
固定資産	352,297,091		負債	189,288,558																																																										
流動資産	14,794,359		資本	177,802,892																																																										

項目	内容																																																																
	■工業用水道事業 (事業概要) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">平成 29 年度</th> <th rowspan="2">平成 28 年度</th> <th colspan="2">対前年度増減</th> </tr> <tr> <th>対前年度増減</th> <th>比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水事業所数</td> <td>事業所</td> <td>30</td> <td>29</td> <td>1</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>1日平均契約水量</td> <td>m³</td> <td>8,507</td> <td>8,366</td> <td>141</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>年間総使用水量</td> <td>m³</td> <td>3,213,649</td> <td>3,144,835</td> <td>68,814</td> <td>2.2</td> </tr> </tbody> </table>					区分	単位	平成 29 年度	平成 28 年度	対前年度増減		対前年度増減	比率 (%)	給水事業所数	事業所	30	29	1	3.4	1日平均契約水量	m ³	8,507	8,366	141	1.7	年間総使用水量	m ³	3,213,649	3,144,835	68,814	2.2																																		
区分	単位	平成 29 年度	平成 28 年度	対前年度増減																																																													
				対前年度増減	比率 (%)																																																												
給水事業所数	事業所	30	29	1	3.4																																																												
1日平均契約水量	m ³	8,507	8,366	141	1.7																																																												
年間総使用水量	m ³	3,213,649	3,144,835	68,814	2.2																																																												
	(施設概要) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源</td> <td>御笠川 (表流水)</td> </tr> <tr> <td>施設能力</td> <td>20,000 m³/日</td> </tr> <tr> <td>施設概要</td> <td>浄水場：1 箇所、配水管 27.6 キロメートル</td> </tr> <tr> <td>給水区域</td> <td>那珂川以東および黒門川以東で福岡都市計画道路千鳥橋唐人町線以北</td> </tr> <tr> <td>水質基準</td> <td>水温：常温、濁度：15 度以下、水素イオン濃度：ph5.8~7.5</td> </tr> </tbody> </table>					項目	内容	水源	御笠川 (表流水)	施設能力	20,000 m ³ /日	施設概要	浄水場：1 箇所、配水管 27.6 キロメートル	給水区域	那珂川以東および黒門川以東で福岡都市計画道路千鳥橋唐人町線以北	水質基準	水温：常温、濁度：15 度以下、水素イオン濃度：ph5.8~7.5																																																
項目	内容																																																																
水源	御笠川 (表流水)																																																																
施設能力	20,000 m ³ /日																																																																
施設概要	浄水場：1 箇所、配水管 27.6 キロメートル																																																																
給水区域	那珂川以東および黒門川以東で福岡都市計画道路千鳥橋唐人町線以北																																																																
水質基準	水温：常温、濁度：15 度以下、水素イオン濃度：ph5.8~7.5																																																																
	(平成 29 年度決算) <ul style="list-style-type: none"> ・収益的収入及び支出の状況 (単位：千円、%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>決算額の予算額 に対する差額</th> <th>決算額の予算額 に対する比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工業用水道事業収益</td> <td>266,766</td> <td>263,168</td> <td>△3,598</td> <td>98.7</td> </tr> <tr> <td>工業用水道事業費用</td> <td>238,306</td> <td>200,373</td> <td>37,933</td> <td>84.1</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>28,460</td> <td>62,795</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ・資本的収入及び支出の状況 (単位：千円、%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>決算額</th> <th>翌年度 繰越額</th> <th>増減</th> <th>決算額の予 算額に対す る比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本的収入</td> <td>543,000</td> <td>329,000</td> <td>171,000</td> <td>△43,000</td> <td>60.6</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>600,412</td> <td>396,656</td> <td>202,440</td> <td>1,316</td> <td>66.1</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>△57,412</td> <td>△67,656</td> <td>△31,440</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ・貸借対照表 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>借方</th> <th>決算額</th> <th>貸方</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産合計</td> <td>2,106,581</td> <td>負債資本合計</td> <td>2,106,581</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>1,722,411</td> <td>負債</td> <td>1,162,513</td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td>384,170</td> <td>資本</td> <td>944,068</td> </tr> </tbody> </table> 					区分	予算額	決算額	決算額の予算額 に対する差額	決算額の予算額 に対する比率	工業用水道事業収益	266,766	263,168	△3,598	98.7	工業用水道事業費用	238,306	200,373	37,933	84.1	差引額	28,460	62,795	—	—	区分	予算額	決算額	翌年度 繰越額	増減	決算額の予 算額に対す る比率	資本的収入	543,000	329,000	171,000	△43,000	60.6	資本的支出	600,412	396,656	202,440	1,316	66.1	差引額	△57,412	△67,656	△31,440	—	—	借方	決算額	貸方	決算額	資産合計	2,106,581	負債資本合計	2,106,581	固定資産	1,722,411	負債	1,162,513	流動資産	384,170	資本	944,068
区分	予算額	決算額	決算額の予算額 に対する差額	決算額の予算額 に対する比率																																																													
工業用水道事業収益	266,766	263,168	△3,598	98.7																																																													
工業用水道事業費用	238,306	200,373	37,933	84.1																																																													
差引額	28,460	62,795	—	—																																																													
区分	予算額	決算額	翌年度 繰越額	増減	決算額の予 算額に対す る比率																																																												
資本的収入	543,000	329,000	171,000	△43,000	60.6																																																												
資本的支出	600,412	396,656	202,440	1,316	66.1																																																												
差引額	△57,412	△67,656	△31,440	—	—																																																												
借方	決算額	貸方	決算額																																																														
資産合計	2,106,581	負債資本合計	2,106,581																																																														
固定資産	1,722,411	負債	1,162,513																																																														
流動資産	384,170	資本	944,068																																																														

項目	内容																																																						
河川事業	<p>(所管部局)道路下水道局</p> <p>(事業概要)</p> <p>市は、準用河川、及び普通河川と、河川機能を補完する排水機場等の河川管理施設、及び洪水調整効果を有する治水池を管理している。</p> <p>また、福岡県が河川管理者となっている二級河川については、市は福岡県と協定を締結し、都市水害に対処し、きめ細かい治水対策を進めるため、20 河川について都市基盤河川改修事業として、区間を定めて国や県からの補助を活用しながら、改修を実施している。</p> <p>・市を流れる河川概要</p> <table border="1" data-bbox="386 555 1034 898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>河川管理者</th> <th>河川数</th> <th>市内流路延長 (Km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級河川</td> <td>国土交通大臣</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>二級河川</td> <td>福岡県知事</td> <td>42 (20)</td> <td>143 (54)</td> </tr> <tr> <td>準用河川</td> <td>福岡市長</td> <td>25</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>普通河川</td> <td>福岡市長</td> <td>64</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>131 【109】</td> <td>258 【169】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () 内数は、都市基盤河川改修事業対象 【 】内数は、市の河川事業の対象</p> <p>(施設概要)</p> <table border="1" data-bbox="386 1021 1391 1319"> <thead> <tr> <th>施設分類</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水機場</td> <td>吉塚新川排水機場、上牟田川排水機場、綿打川排水機場、田尻川排水機場</td> </tr> <tr> <td>水門・樋門</td> <td>江の口川防潮水門、水崎川樋門</td> </tr> <tr> <td>井堰</td> <td>博多川可動井堰(上流)、博多川可動井堰(下流)、薬院新川可動堰 美野島可動堰、塩原可動堰、内野大堰</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>野間大池浄化施設、吉塚新川遊水地、松本池ポンプ、治水地 68 箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 29 年度決算)</p> <p>・一般会計(歳入)単位：千円</p> <table border="1" data-bbox="386 1444 1398 1503"> <thead> <tr> <th>予算額</th> <th>調定額</th> <th>収入済額</th> <th>不納欠損額</th> <th>収入未済額</th> <th>翌年度繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,241,348</td> <td>2,327,761</td> <td>2,325,176</td> <td>2,574</td> <td>11</td> <td>709,164</td> </tr> </tbody> </table> <p>・一般会計(歳出)単位：千円</p> <table border="1" data-bbox="386 1565 1203 1624"> <thead> <tr> <th>予算額</th> <th>支出済額</th> <th>翌年度繰越額</th> <th>不用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,952,781</td> <td>3,110,468</td> <td>800,527</td> <td>41,786</td> </tr> </tbody> </table>	区分	河川管理者	河川数	市内流路延長 (Km)	一級河川	国土交通大臣	-	-	二級河川	福岡県知事	42 (20)	143 (54)	準用河川	福岡市長	25	50	普通河川	福岡市長	64	65	合計		131 【109】	258 【169】	施設分類	施設名	排水機場	吉塚新川排水機場、上牟田川排水機場、綿打川排水機場、田尻川排水機場	水門・樋門	江の口川防潮水門、水崎川樋門	井堰	博多川可動井堰(上流)、博多川可動井堰(下流)、薬院新川可動堰 美野島可動堰、塩原可動堰、内野大堰	その他	野間大池浄化施設、吉塚新川遊水地、松本池ポンプ、治水地 68 箇所	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	3,241,348	2,327,761	2,325,176	2,574	11	709,164	予算額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	3,952,781	3,110,468	800,527	41,786
区分	河川管理者	河川数	市内流路延長 (Km)																																																				
一級河川	国土交通大臣	-	-																																																				
二級河川	福岡県知事	42 (20)	143 (54)																																																				
準用河川	福岡市長	25	50																																																				
普通河川	福岡市長	64	65																																																				
合計		131 【109】	258 【169】																																																				
施設分類	施設名																																																						
排水機場	吉塚新川排水機場、上牟田川排水機場、綿打川排水機場、田尻川排水機場																																																						
水門・樋門	江の口川防潮水門、水崎川樋門																																																						
井堰	博多川可動井堰(上流)、博多川可動井堰(下流)、薬院新川可動堰 美野島可動堰、塩原可動堰、内野大堰																																																						
その他	野間大池浄化施設、吉塚新川遊水地、松本池ポンプ、治水地 68 箇所																																																						
予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額																																																		
3,241,348	2,327,761	2,325,176	2,574	11	709,164																																																		
予算額	支出済額	翌年度繰越額	不用額																																																				
3,952,781	3,110,468	800,527	41,786																																																				

項目	内容				
集落排水事業	(所管部局)農林水産局				
	(事業概要) 市は、農業集落で5地区、漁業集落で5地区であり、各排水処理施設を設置している。 また、集落排水事業については特別会計条例により、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業を一つの特別会計を設けて、一般会計と区分して経理している。				
	(施設概要)				
	・農業集落排水処理施設				
	施設	建設年度等	備考	面積 (Ha)	人口 (人)
	西浦集落排水処理場 ※	1990～1994年	管路延長 4.2km	15.0	317
	勝馬集落排水処理場	1992～1997年	管路延長 4.3km	5.5	181
	曲渕集落排水処理場	1992～1997年	管路延長 4.3km	4.8	126
	宮浦集落排水処理場 ※	1993～1998年	管路延長 2.4km	7.3	237
	小田集落排水処理場(草場地区含む)	1995～2003年	管路延長 11.5km	21.5	560
	※漁業集落排水事業との合併事業				
	・漁業集落排水処理施設				
	施設	建設年度等	備考	面積 (Ha)	人口 (人)
	弘集落排水処理場	1981～1984年	管路延長 1.8km	8.9	265
	西浦集落排水処理場 ※	1990～1994年	管路延長 3.5km	13.8	522
	宮浦集落排水処理場 ※	1993～1998年	管路延長 2.6km	9.7	417
	玄界島集落排水処理場	1994～2000年	管路延長 3.1km	14.6	477
	小呂島集落排水処理場	2000～2003年	管路延長 2.0km	3.5	170
	※農業集落排水事業との合併事業				
	(平成29年度決算) 単位:千円				
	区分	予算現額	決算額	差額	
	歳入	697,273	689,819	7,454	
	1 農業集落排水事業収入	212,896	211,926	970	
	2 漁業集落排水事業収入	173,852	174,476	△624	
	3 繰入金	310,524	303,417	7,107	
	4 繰越金	1	-	1	
	歳出	697,273	689,819	7,454	
	1 農業集落排水事業費	261,222	257,885	3,337	
	2 漁業集落排水事業費	279,371	276,165	3,206	
	3 公債費	156,480	155,769	711	
	4 予備費	200	-	200	
	歳入歳出差引額	-	-	-	

○指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見の概要は次のとおり

1. (総合意見)

項目	【総合意見】水道局、道路下水道局、及び農林水産局の連携について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が実施する「水」に関連する水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業ではそれぞれ規制される法令が異なり、事業目的や受益者が異なっている。 ○ 水道事業は水道局、下水道事業及び河川事業は道路下水道局、集落排水事業は農林水産局と異なる部局が所管部局となり事業を実施している。 ○ しかし、水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業は、市民生活を支える重要なライフラインであり多くの共通点がある。 ○ 特に公営企業として実施している水道事業と下水道事業においては、連携している事務は料金収納事務等限定的である。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道事業及び下水道事業に関する財務事務については決算、契約事務、債権管理、財産、経営戦略、人材育成及びBCPという切り口で横串を通して監査を実施した結果、両事業に共通した管理上の課題が検出された。 (改善提案) ○ 市は、市民生活を支えるライフラインの機能の向上、維持を図る、水関連事業の有効性を向上させるため、水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業の事務連携強化を図ることを検討されたい。

2. (水道事業)

項目	【指摘事項 1-(1)-1】貸借対照表の正確性の確保について																																				
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道事業においては、複式簿記による決算書である貸借対照表、損益計算書等を作成している。 ○ 水道事業の料金は、総括原価方式によって決めることとなっている。このため貸借対照表、損益計算書等の決算書は、料金算定に当たっての基礎資料となり重要な意味を持つ。 ○ 貸借対照表は、予算執行時の会計処理が正確であったとしても、事後の会計処理が適時適切に行われないと正確性が確保できなくなる。 																																				
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸借対照表の作成に際しては、会計システムに基づく諸帳簿との照合に加え、各所管課が作成するなどした固定資産や債権をはじめとする個別明細情報を記載した管理資料等との照合が重要である。 ○ 貸借対照表の勘定科目のうち、管理資料等の合計金額と一致していない勘定科目がある。 ○ また、当該不一致のうち監査時点において発生原因が特定できていないものがある。 ○ その結果の貸借対照表の正確性は担保されていない。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会計システムの金額と管理資料等の合計金額とを十分に照合されたい。 ○ 両者が一致しない場合あるいは内訳に不明残高などがある場合には、調査及び当該調査に基づく修正等により貸借対照表の正確性を確保されたい。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">資産</th> <th style="width: 15%;">貸借対照表 (円)</th> <th style="width: 15%;">修正又は 要確認額(円)</th> <th style="width: 55%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>317,087,212,463</td> <td>836,492,773</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・建設仮勘定から本勘定への振替漏れ 695,840,274円 (上記に伴う平成29年度末までの減価償却済額 62,243,570円) ・監査時点における内容不明額 140,652,499円 </td> </tr> <tr> <td>未収金</td> <td>3,379,402,110</td> <td>41,826,080</td> <td>・監査時点における内容不明額</td> </tr> <tr> <td>前払金</td> <td>980,316,125</td> <td>103,680,000</td> <td>・未払金を計上すべきところ誤って前払金を減額したため、増額すべきもの。</td> </tr> <tr> <th>負債</th> <th>貸借対照表 (円)</th> <th>修正又は 要確認額(円)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>6,506,684,343</td> <td>113,127,732</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・未払金を計上すべきところ誤って前払金を減額したため、増額すべきもの。 103,680,000円 ・監査時点における内容不明額 9,447,732円 </td> </tr> <tr> <td>前受金</td> <td>102,436,090</td> <td>27,796,006</td> <td>・監査時点における内容不明額</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td>206,429,381</td> <td>960,222</td> <td>・監査時点における内容不明額</td> </tr> <tr> <td>繰延収益</td> <td>59,696,584,891</td> <td>4,946</td> <td>・監査時点における内容不明額</td> </tr> </tbody> </table>	資産	貸借対照表 (円)	修正又は 要確認額(円)	備考	有形固定資産	317,087,212,463	836,492,773	<ul style="list-style-type: none"> ・建設仮勘定から本勘定への振替漏れ 695,840,274円 (上記に伴う平成29年度末までの減価償却済額 62,243,570円) ・監査時点における内容不明額 140,652,499円 	未収金	3,379,402,110	41,826,080	・監査時点における内容不明額	前払金	980,316,125	103,680,000	・未払金を計上すべきところ誤って前払金を減額したため、増額すべきもの。	負債	貸借対照表 (円)	修正又は 要確認額(円)	備考	未払金	6,506,684,343	113,127,732	<ul style="list-style-type: none"> ・未払金を計上すべきところ誤って前払金を減額したため、増額すべきもの。 103,680,000円 ・監査時点における内容不明額 9,447,732円 	前受金	102,436,090	27,796,006	・監査時点における内容不明額	預り金	206,429,381	960,222	・監査時点における内容不明額	繰延収益	59,696,584,891	4,946	・監査時点における内容不明額
資産	貸借対照表 (円)	修正又は 要確認額(円)	備考																																		
有形固定資産	317,087,212,463	836,492,773	<ul style="list-style-type: none"> ・建設仮勘定から本勘定への振替漏れ 695,840,274円 (上記に伴う平成29年度末までの減価償却済額 62,243,570円) ・監査時点における内容不明額 140,652,499円 																																		
未収金	3,379,402,110	41,826,080	・監査時点における内容不明額																																		
前払金	980,316,125	103,680,000	・未払金を計上すべきところ誤って前払金を減額したため、増額すべきもの。																																		
負債	貸借対照表 (円)	修正又は 要確認額(円)	備考																																		
未払金	6,506,684,343	113,127,732	<ul style="list-style-type: none"> ・未払金を計上すべきところ誤って前払金を減額したため、増額すべきもの。 103,680,000円 ・監査時点における内容不明額 9,447,732円 																																		
前受金	102,436,090	27,796,006	・監査時点における内容不明額																																		
預り金	206,429,381	960,222	・監査時点における内容不明額																																		
繰延収益	59,696,584,891	4,946	・監査時点における内容不明額																																		

項目	【指摘事項 1-(1)-2】現物確認の際の作成書類について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期預金証書の現物確認は実施したとのことであったが、口頭により報告しており、報告書等の書類は作成されていなかった。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期預金証書の確認日、確認者、現物を確認した旨などを記載した書類が作成されていないため、現物確認を実施していることが明らかではなかった。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期預金証書など、現物を確認する際には、確認日、確認者、確認した旨などを記載した書類を作成すべきである。

項目	【指摘事項 1-(1)-3】退職給付引当金の算定について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は退職給付引当金の計上方法として簡便法を採用している。 ○ 平成 29 年度の貸借対照表に計上すべき退職給付引当金は、期末自己都合要支給額を個人別に算定した資料を給与部門から入手し、その合計金額を計上することになる。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市では9月1日に在職する職員のデータをもとに翌3月末の期末自己都合要支給額を算定している。 ○ また、個人別に積み上げた期末自己都合要支給額そのものではなく、一人当たりの平均期末自己都合要支給額を使用している。 ○ この結果、平成 29 年度の貸借対照表に計上した退職給付引当金は、平成 29 年度末(平成 30 年 3 月 31 日)に在籍した職員の期末自己都合要支給額よりも 2.8 億円多く、退職給付引当金の過大計上となっていた。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸借対照表に計上する退職給付引当金については、年度末に在籍する職員の個人別の期末自己都合要支給額の合計金額を計上されたい。

項目	【指摘事項 1-(1)-4】前受金の精算事務について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前受金には、前受水道料金とその他の営業前受金がある。 ○ 前受水道料金とは、一時用の給水申し込みの際に徴収する料金であり、一時用の廃止の時に精算される。 ○ その他の営業前受金とは、給水装置工事を行う際に受け取った手数料等であり、工事の検査完了時に会計上の振替が行われる。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前受水道料金については、一時用の使用状況を確認したところ継続していない案件があった。 ○ その他の営業前受金については、工事の検査完了後の精算処理による会計上の振替手続が行われていないものが存在した。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 決算時に前受案件毎の内訳書を作成し、各案件の精算の要否を確認すべきである。 ○ 精算が必要な案件については速やかに処理されたい。

項目	【意見 1-(2)-1】契約条項の確認について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 弁護士にのみ認められていた債権回収業務を、金融機関などの不良債権処理を促進するという目的から、「債権管理回収業特別措置法」(平成 11 年2月施行)に基づき、一定の要件を満たした債権回収業者が行えることになった。 ○ 市は無断転居などにより水道料金が徴収困難となった場合に債権回収業者に入金案内業務を委託している。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 債権回収業者との業務委託契約には、事前の書面承諾によって再委託が可能となる条項が含まれている。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入金案内の委託業務についてその委託内容を勘案し、再委託を禁止する契約条項を検討されたい。

項目	【指摘事項 1-(2)-1】契約変更ルールの遵守について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「福岡市設計変更ガイドライン」では設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度遅滞なく行うことを原則としている。 ○ 例外的に軽微な設計変更に限り工期末に契約変更を行うことができる取り扱いを示している。 ○ 軽微な設計変更とは、設計変更額が当初設計額の 20%を超えないものなどである。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計変更額が当初設計金額の 50%であり 20%を超えているため軽微な設計変更に該当しないが、契約変更は工期末の前日に行われていたものが 1 件あった。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 局内に当該工事に関する契約変更の内容とともに契約変更に関するルールをあらためて周知して再発防止に努められたい。

項目	【意見 1-(3)-1】徴収方法について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道料金の請求方法には、口座振替による方法、納入通知書による方法、クレジットカード払いによる方法の3通りの方法があり、いずれの方法によるかは使用者が決定する。 ○ 未納事由の多くは納入通知書による方法において無断転居があった場合に生じる。 ○ 口座振替やクレジットカード払いへの変更を推奨する様々な取組をしているが納入通知書による方法の割合は過去 10 年概ね4分の1で推移している。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道料金の未納の発生を抑制するために使用者の納入方法に関して納入通知書による納入方法を減少させる方策などを検討する必要がある。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 納入通知書による納付方法を減少させる方策を検討するなど、無断転居による料金未納を未然に防ぐためのさらなる取組を検討されたい。

項目	【意見 1-(3)-2】延滞金について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納入期限内に料金の支払いがない場合、延滞金条例では延滞金を徴収することとなっている。 ○ 延滞金条例では市長が料金を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは延滞金を減免することができるかと定めている。 ○ 市は他都市の状況、及び少額の延滞金を多数の延滞金納入義務者から徴収する事務量を勘案し、水道料金に関する延滞金はすべて減免している。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延滞金は期限内に水道料金を支払っている使用者との均衡を図るために徴収する制度である。 ○ 未納料金の発生に関しても、延滞金等が徴収される場合は未納そのものを抑制する効果が期待できると考える。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他都市の状況や延滞金の徴収の実施に伴う経費と効果などを勘案し、改めて延滞金の免除の是非を検証することを検討されたい。

項目	【意見 1-(3)-3】住民情報検索用端末へのアクセス権限について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無断転居者の転居先の調査を行うため、住民情報検索用端末を使用して住民基本情報を照会している。 ○ 市の条例においてその職務の用以外の個人情報の収集は禁止している。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 29 年 5 月度のアクセス権限被付与者を確認したところ 13 名に付与されていたが、検索履歴は 8 名であり残りの 5 名は検索した履歴がなかった。 ○ 必要な者に必要な時だけアクセス権限を付与してリスクを最低限に抑える取り組みは認められなかった。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検索用端末にアクセスできる権限の被付与者を必要最低限にするために、適時にアクセス権限の付与及び抹消を行うことを検討されたい。

項目	【指摘事項 1-(4)-1】実地たな卸の方法について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計規程ではたな卸資産の実地たな卸は少なくとも毎事業年度 1 回実施することとなっており、たな卸資産の購入、出納及び保管に直接関係のない職員を 2 人以上立会させることとなっている。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 29 年度の実施たな卸の実施資料を閲覧したところ 1 回(平成 30 年 3 月)実施していたが、職員の立会は 1 名で実施していた。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ たな卸資産の実地たな卸の立会には、会計規程に準拠した人員で実施されたい。

項目	【意見 1-(4)-1】 毒物等の取扱いに関する内規について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浄水場等では、業務上毒物及び劇物(以下、「毒物等」という。)を保有している。 ○ 毒物等に関しては「毒物及び劇物取締法」において取扱い等が定められている。 ○ 市は各浄水場等において毒物等の取扱いに関する内規を定め、法令を遵守するように努めている。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の浄水場の内規には、事故発生時の措置に関する十分な記載がなかった。 (改善提案) ○ 毒物等の取扱いの内規に関して法令に照らして記載の十分性を検討されたい。

項目	【指摘事項 1-(4)-2】固定資産の除却漏れについて
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産を除却しようとする場合は、会計規程において、関係各課長を経て管理者の決裁を受けなければならないこととなっている。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場視察において固定資産の実査において、2件現物が確認できなかった。 ○ その原因は、除却手続き漏れであるとのことであった。 (是正の方向性) ○ 除却漏れの固定資産について速やかに除却手続をされたい。 ○ 除却手続について局内に周知するとともに、除却漏れの固定資産の有無を調査されたい。

項目	【意見 1-(4)-2】固定資産の管理シールの貼付について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産に資産番号を記載した管理シールを貼付している。 ○ 固定資産に資産番号を記載した管理シールを貼付する取扱等は明文化されていない。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場視察において固定資産の実査を行った結果、工具器具及び備品2件について資産番号を記載した管理シールが貼付されていなかった。 (改善提案) ○ 工具器具及び備品などのように移動が容易な固定資産に関して、管理シールを貼付することを検討されたい。 ○ 管理シールの貼付に関して明文化することを検討されたい。

項目	【意見 1-(4)-3】固定資産の減損会計に関連する規定について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公営企業会計では、決算の調製に際して所有する固定資産の減損損失の要否を検討する。そのためには予め、固定資産のグルーピング、減損の兆候、減損の認識、減損金額の測定、会計処理等について規定しておく必要がある。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産の減損会計に関する規定等は策定されていない。 (改善提案) ○ 適切な減損会計の検討ができるように検討方法等の規定等を定めることが望ましい。

項目	【意見 1-(5)-1】将来見通しの前提について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営戦略において投資額を推計するに当たっては、過度になりすぎない範囲で慎重に想定しうるコストを含めることが望ましい。 ○ したがって、投資額の試算に当たっては物価及び人件費の上昇によるコスト増を織り込むべきものとする。 ○ 下水道事業において策定している経営戦略では物価上昇を投資額に見込んでいます。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の「投資計画」及び「財政計画」は算定時前 8 年間に消費者物価指数の変動がなかったことから物価上昇を見込んでいない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 想定しうるコストを含めるために物価上昇を見込んだ投資額等の支出を算定した「投資計画」を試算することを検討されたい。

項目	【意見 1-(5)-2】経営戦略の期間について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省の報告書において、経営戦略の策定期間は、投資計画は最低 10 年間、可能な限り長期間(30～50 年超)、財政計画は最低 10 年間、可能な限り長期間の試算を行うことが推奨されている。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道事業の経営戦略の策定期間は 12 年間となっている。 ○ 経営戦略では管路の実質的な耐用年数を 40 年から 120 年と設定している。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営戦略の策定期間については、管路の法定耐用年数である 40 年を基本とし、平均残存耐用年数の期間を考慮しながら経営戦略を策定すべきものとする。 ○ 当該経営戦略を策定することによって市の水道事業の持続可能性を検証することを検討されたい。

項目	【意見 1-(6)-1】人材育成計画について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市においても多くの公営企業同様に技術職員の高齢化が進んでいる。 ○ 市はこの点を認識し、平成 29 年 4 月に「水道局人材育成基本計画」を策定している。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「水道局人材育成基本計画」は定性かつ抽象的な内容となっている。 ○ 「福岡市水道長期ビジョン 2028」の課題として認識している“高度な専門的技術を備えた人材の育成・確保”を具現化していると言えるまでの個別具体的な達成目標は記載されていない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人材育成計画において個別具体的な達成すべき目標を掲げることが必要とする。

項目	【意見 1-(7)-1】水道施設の監視状況について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市では、「事故・テロ等対策の推進」として、水道施設における不審者侵入防止対策の推進、水道原水(浄水処理前の水をいう。)の監視の強化を推進している。 ○ このような目的を達成するために、水道施設では巡回・機械警備、カメラによる監視などにより、不審者侵入防止対策をしている。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設に監視カメラを設置しているが、モニターが1つしかなく画面を分割して同時に複数の地点を見るようにする分割機能、録画機能が無い箇所が一部見受けられた。 (改善提案) ○ 水道施設の監視方法として現在使用している監視カメラの機能等の十分性を検討されたい。

項目	【意見 1-(10)-1】公社への業務委託の必要性及び事業の方向性等について																												
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、外郭団体に関して平成 16 年度から3次にわたる実行計画に基づき改革を遂行しており、公益財団法人福岡市水道サービス公社(以下、「公社」という。)はその対象となっている。 ○ 市はその一環として、委託業務の整理、及び市職員派遣を縮小している。 ○ 平成 29 年度公社事業収益の内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業収益</th> <th>市の業務委託</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水発生給水管応急修理</td> <td>145,906 千円</td> <td>145,906 千円</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>メーター管理受託業務</td> <td>250,140 千円</td> <td>250,140 千円</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>小規模貯水槽適正管理啓発</td> <td>102,063 千円</td> <td>102,063 千円</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>簡易専用水道等定期検査</td> <td>40,596 千円</td> <td>- 千円</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,603 千円</td> <td>- 千円</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>541,309 千円</td> <td>498,110 千円</td> <td>92.0%</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業収益	市の業務委託	割合	漏水発生給水管応急修理	145,906 千円	145,906 千円	100%	メーター管理受託業務	250,140 千円	250,140 千円	100%	小規模貯水槽適正管理啓発	102,063 千円	102,063 千円	100%	簡易専用水道等定期検査	40,596 千円	- 千円	0%	その他	2,603 千円	- 千円	0%	合計	541,309 千円	498,110 千円	92.0%
事業名	事業収益	市の業務委託	割合																										
漏水発生給水管応急修理	145,906 千円	145,906 千円	100%																										
メーター管理受託業務	250,140 千円	250,140 千円	100%																										
小規模貯水槽適正管理啓発	102,063 千円	102,063 千円	100%																										
簡易専用水道等定期検査	40,596 千円	- 千円	0%																										
その他	2,603 千円	- 千円	0%																										
合計	541,309 千円	498,110 千円	92.0%																										
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の「外郭団体のあり方に関する指針」を踏まえた検討を行った結果、公社への業務委託の必要性、メリットを見出しがたい点がある。 (改善提案) ○ 公社への業務委託の必要性、メリットを検証されたい。 ○ 公社の事業ノウハウ継承を計画的に行うことを検討されたい。 ○ 公社自主事業については、公社管理コストを加味した事業性を検討されたい。 ○ 公社の活用を考える場合には、既存の法人形態にとらわれない形で検討を行うべきである。 																												

項目	【指摘事項 1-(10)-1】公社に対する貸付料の減免について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市所有の公有財産(土地)の一部を公社に貸付けている。 ○ 公社はこの土地を使用して月極駐車場事業(収益事業)を実施し、稼得した利益を公益目的事業の財源に充当している。 ○ 市は上記事業スキームに公益性を認め、貸付料を5分の1に減免している。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公益法人では、収益事業に使用する財産の貸付料を減免したことにより稼得した利益は公益目的事業の財源になる。 ○ 収益事業に使用する財産の貸付料減免を認めることになれば、公益法人に対する貸付料減免に関する制限はなくなることになる。 (是正の方向性) ○ 公社への貸付に関して使用料の減免の是非を検討されたい。

項目	【意見 1-(10)-2】財産処分等に関する規程について
現状	○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律では、重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財は重要な業務執行と位置付けられており、理事会の専決事項として理事に委任することができない。
指摘事項 もしくは 意見	○ 公社では理事会の決定事項となる「重要な財産」や「多額の借財」の具体的な基準を規定していない。 (改善提案) ○ 金額の重要性や質的重要性に関する解釈が理事によって異なるリスクがあるため、これらの具体的な金額や質的重要性を規定することを検討されたい。

項目	【意見 1-(10)-3】 役員の兼務状況の確認について
現状	○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律によれば、公益法人の理事、監事及び評議員が、他の公益法人の公益認定が取り消される原因となった事実に係る業務を行う理事を兼務していた場合、本法人の公益認定についても取り消されるとされている。 ○ このような公益法人の認定の取り消しの連鎖に関するリスクを未然に防ぐためには、定期的に、役員の兼務状況について確認することが望ましい。
指摘事項 もしくは 意見	○ 公社は、平成 25 年度の公益認定申請時、役員改選時、あるいは、新任の役員に関しては就任時に役員の兼務状況を確認していたものの定期的な確認はしていない。 (改善提案) ○ 少なくとも、年に1回は役員等の兼務状況を確認することを検討されたい。

項目	【意見 1-(11)-1】資金繰りについて(工業用水道事業)
現状	○ 経営戦略の策定によって、収支がマイナスになる場合や資金繰りに問題が生じる場合は、経営改善策を検討し、経営戦略を見直すことや経営改善策に関する取組み等を記載する必要がある。
指摘事項 もしくは 意見	○ 満期一括償還方式の企業債の活用は分割返済の場合と比べて返済を将来に繰り延べることであり工業用水道事業の健全性が懸念される。 (改善提案) ○ 満期一括償還方式の企業債の返済時期までを見越した将来計画を試算することを検討されたい。

項目	【意見 1-(11)-2】収支均衡に向けた取組みについて(工業用水道事業)
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営戦略において「収支ギャップ」(赤字)がある場合、「収支ギャップ」解消に向けた取組の方向性等が記載されていることが必要とされている。 ○ 具体的には、「収支ギャップ」を解消するための料金改定や具体的な投資の合理化等の経営改善策について記載が必要である。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工業用水道事業の経営戦略において「収支ギャップ」があるが、投資の合理化や経費の削減に触れているのみであり、経営改善のための詳細な施策やスケジュールなどは記載されていない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「収支ギャップ」を解消するための具体的な施策やスケジュールを、次回の見直し時期までに検討されたい。

3. (下水道事業)

項目	【指摘事項 2-(1)-1】貸借対照表の正確性の確保について			
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道事業においては、地方公営企業法の複式簿記による決算書である貸借対照表、損益計算書等を作成している。 ○ 下水道事業の料金は、総括原価方式によって決めることとなっている。このため貸借対照表、損益計算書等の決算書は、料金算定に当たっての基礎資料となり重要な意味を持つ。 ○ 貸借対照表は、予算執行時の会計処理が正確であったとしても、事後の会計処理が適時適切に行われないと正確性が確保できなくなる。 			
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸借対照表の作成に際しては、会計システムに基づく諸帳簿との照合に加え、各所管課が作成するなどした固定資産や債権をはじめとする個別明細情報を記載した管理資料等との照合が重要である。 ○ 貸借対照表の勘定科目のうち、管理資料等の合計金額と一致していない勘定科目がある。 ○ 当該不一致の発生原因のうち監査時点において特定できていないものがある。 ○ 固定資産やその財源に関する情報を管理するシステムにおいて、貸借対照表残高を検証するための仕組みが十分に整備されていない。 ○ その結果の貸借対照表の正確性は担保されていない。 (是正の方向性) ○ 会計システムの金額と管理資料等の合計金額とを十分に照合されたい。 ○ 両者が一致しない場合あるいは内訳に不明残高などがある場合には、調査及び当該調査に基づく修正等により貸借対照表の正確性を確保されたい。 			
	資産	貸借対照表(円)	修正又は 要確認額(円)	備考
	有形固定資産	753,434,283,626	25,517,523	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の過少計上 △778,791円 ・車両運搬具の過少計上 △6,858円 ・建設仮勘定の過大計上 26,303,172円
	投資	14,152,137,200	2,404,950	・監査時点における内容不明額
	未収金	4,495,337,327	1,725,860	<ul style="list-style-type: none"> ・未収金から水洗化貸付金への振替処理漏れ △1,956,500円 ・監査時点における内容不明額 3,682,360円
	負債	貸借対照表(円)	修正又は 要確認額(円)	備考
	長期前受金	233,547,511,318	6,496,209,739	・監査時点における内容不明額

項目	【指摘事項 2-(1)-2】現物確認の際の作成書類について
現状	○ 定期預金証書の現物確認は実施したとのことであったが、口頭により報告しており、報告書等の書類は作成されていなかった。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期預金証書の確認日、確認者、現物を確認した旨などを記載した書類が作成されていないため、現物確認を実施していることが明らかではなかった。 (是正の方向性) ○ 定期預金証書など、現物を確認する際には、確認日、確認者、確認した旨などを記載した書類を作成すべきである。

項目	【指摘事項 2-(1)-3】破産更生債権の表示について
現状	○ 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であって、一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものは、投資その他の資産に区分して計上する必要がある。
指摘事項 もしくは 意見	○ 決算書では、破産更生債権に対して貸倒引当金を計上しているが、投資その他の資産区分に破産更生債権等として表示していなかった。 (是正の方向性) ○ 未収金について、滞納状況の調査を行い、決算の調製の際には、破産更生債権に該当するか否かについて検討した資料を作成し、決算資料として保管されたい。また破産更生債権に該当するものは、対応する貸倒引当金と共に投資その他の資産区分に計上されたい。

項目	【意見 2-(1)-1】滞留債権の回収努力について
現状	○ 最も大口の滞留債権としてスーパー銭湯を営んでいた事業者への債権が平成 29 年度末残高で 72,872 千円あるが、現在は毎週約 1 万円の入金に留まっている。 ○ スーパー銭湯は経営不振により平成 27 年 5 月に店舗閉鎖している。
指摘事項 もしくは 意見	○ すでに会計上は債権金額に対して貸倒引当金を同額計上しているが、倒産には至っていないとして不納欠損処分は行っておらず、滞留債権 72,872 千円が残っている。 (改善提案) ○ より一層の回収に努められたい。

項目	【意見 2-(1)-2】その他投資と企業債の予算編成について
現状	○ その他投資と企業債は、前者は投資活動に係る取引の結果であり、後者は財務活動に係る取引の結果であるから、お互い異なる経済的な性質をもつ勘定である。 ○ その他投資に関連する取引と、企業債に関連する取引は、お互い異なる経済的な性質を持つが、その他投資の預入と取崩が企業債の償還金にまとめて予算編成されている。
指摘事項 もしくは 意見	○ 企業債の償還金にまとめて予算編成されているため、その他投資の預入と取崩についての予算を把握することが出来ない。 ○ 企業債の償還金の予算と決算にその他投資に関連する取引が含まれることで、企業債の明細や企業債の注記と企業債の償還金が一致していない。 (改善提案) ○ その他投資の預入と取崩は下水道事業にとって最も多額の取引である。そのような重要な取引を一まとめにして企業債償還金に含めることなく、独立した予算科目で明確に予算編成すべきである。

項目	【意見 2-(1)-3】雨水処理に要する経費の算定方法について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道事業の費用のうち、雨水処理に係る費用は公費負担となり、一般会計からの繰出金が充当されるため、下水道事業の会計において雨水処理に係る費用の算定は重要な要素である。 ○ 雨水処理に係る費用の算定方法については自治省財政局準公営企業室長通知の別紙「雨水・汚水経費区分基準」に記載されている。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補修費については管渠に係る補修費以外、区分の方法自体が定められておらず、「雨水・汚水経費区分基準」に基づいていなかった。 ○ 下水道事業全般に係る総係費についても、「雨水・汚水経費区分基準」に記載されている「管渠、ポンプ場及び処理場に係る維持管理費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均」して得た割合ではなかった。 (改善提案) ○ 雨水処理に係る費用の算定は下水道事業にとって重要な要素であるので、「雨水・汚水経費区分基準」に基づいて算定されたい。

項目	【意見 2-(1)-4】雨水処理負担金の会計処理について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雨水処理に係る費用のうち、3,126,523千円は支払利息及び企業債取扱諸費であり、損益計算書上は営業外費用に計上されている。 ○ しかし、当該費用の財源となる一般会計からの繰入金（雨水処理負担金）は営業収益に計上されている。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 損益計算書にとって、営業収益から営業費用を控除した営業利益、営業利益に営業外収益を加算し、営業外費用を控除した経常利益は、事業の運営成績を表す重要な指標であるため、営業費用の財源となる収益は営業収益で、営業外費用の財源となる収益は営業外収益で計上することが望ましい。 (改善提案) ○ 雨水処理負担金をはじめ、営業外費用の財源となる一般会計からの繰出金は営業外収益で計上することを検討されたい。

項目	【指摘事項 2-(1)-4】児童手当に要する経費への負担金の計算誤りについて
現状	○ 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費の一部は、一般会計の負担となる。
指摘事項 もしくは 意見	○ 平成 28 年度の児童手当に要する経費への一般会計からの負担金については、正しくは 10,532 千円であったが、児童手当に要する経費を 3,252 千円過小に算定し、7,279 千円の繰入金を受けていた。 ○ 児童手当に要する経費を算定する過程における事務ミスを原因とするものであった。 (是正の方向性) ○ 今後は児童手当に要する経費の算定に誤りがないかのチェック体制に関する内部統制を構築し、費用の計上と繰入金に誤りがないように留意されたい。

項目	【意見 2-(1)-5】退職手当の下水道事業での負担について
現状	○ 水道事業では職員の退職手当は水道事業で負担しているが、下水道事業における退職手当はすべて一般会計が負担している。 ○ 下水道事業では下水道施設の整備や企業債の償還のために資金不足が続き、平成 27 年度までは一般会計からの出資金を受け取ってきた経緯があり、退職手当は一般会計が負担してきた。
指摘事項 もしくは 意見	○ 現在の下水道事業は、資金繰りの改善により自立経営が可能な状態となり、資金余剰も発生してきているので、退職手当を一般会計が負担する経済的合理性はない。 ○ 下水道使用料の適切な設定のためには下水道事業に従事する職員の人件費はすべて下水道事業で負担すべきであり、退職手当を一般会計が負担しているのは望ましくない。 (改善提案) ○ 適切な費用負担により適切な料金設定を行うため、退職手当を下水道事業が負担することについて検討されたい。

項目	【意見 2-(1)-6】退職給付引当金の設定について
現状	○ 下水道事業の退職手当は一般会計が負担しているため、下水道事業では退職給付引当金は計上されていない。
指摘事項 もしくは 意見	○ 下水道事業において職員の退職手当を負担する場合、将来の退職手当の支給に備えて退職給付引当金を計上する必要がある。 (改善提案) ○ 退職給付引当金の算定方法は自治体によって色々な事例があるが、人事担当部署より個人別の退職手当データを入手し、個人別に要支給額を算定する方法が適切である。ただし、事務処理の手数も考慮して簡便的な方法を採用している事例もあるので、水道事業の算定方法も参考にしながら適切な退職給付引当金の算定方法について検討されたい。

項目	【意見 2-(1)-7】退職手当の負担に係る注記について
現状	○ 現在、下水道事業に従事している職員の退職手当を一般会計が全額負担することについて財務諸表等で注記されていない。 ○ 予算書及び予算説明書における予定貸借対照表の会計方針では退職手当の負担について注記されている。
指摘事項 もしくは 意見	○ 公営企業に従事する人件費の負担方法は重要な情報であり、退職手当を一般会計で負担していることについて財務諸表等に注記し、公表すべきである。 ○ 退職給付の負担について、予算書及び予算説明書における会計方針の注記と決算の財務諸表における会計方針の注記が一致していない。 (改善提案) ○ 現在、退職手当の負担について予算書及び予算説明書における予定貸借対照表の会計方針には注記されているので、同じ注記を決算の財務諸表等においても行うことを検討されたい。

項目	【指摘事項 2-(2)-1】随意契約における業者選定について
現状	○ 福岡市においては、福岡市契約事務規則に定める金額を超える契約であっても、登録業種にない業種の契約を締結するときには随意契約によることが通例とされている。
指摘事項 もしくは 意見	○ 選定理由について承認手続が行われているか確認したところ、堅粕第1汚水幹線耐震診断業務委託の契約において業者の選定に係る伺い書に、どのように業者を選定したのかを記載した資料が添付されていなかった。 (是正の方向性) ○ 随意契約で締結する場合であっても、なるべく公平となるように、業者の選定は予め定められた「選定理由」に基づいて行われるべきであり、業者の選定に係る伺い書には「選定理由」に基づいて業者を選定したことが明記された文書を添付して組織内で承認を受けられたい。

項目	【指摘事項 2-(2)-2】契約変更の時期について
現状	○ 「福岡市設計変更ガイドライン」では、設計変更額が当初設計金額の 20%を超える変更契約については、その必要が生じた都度、遅滞なく行うべきとしている。
指摘事項 もしくは 意見	○ 設計変更額が当初設計金額の 20%を超える変更契約について、工期末直前で締結が行われており、変更契約締結前に変更設計による工事が進められていたのではないかと思われる契約が見受けられた。 (是正の方向性) ○ 設計変更額が当初設計金額の 20%を超える変更契約については、その必要が生じた都度、遅滞なく行うように努められたい。

項目	【指摘事項 2-(2)-3】再委託の承諾漏れについて
現状	○ 再委託について契約では「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」とある。
指摘事項 もしくは 意見	○ 平成 29 年度単価契約東部地区試掘調査業務委託については、安全管理工事として交通誘導警備業務を受注者が第三者に委託していたが、受注者から提出された施工体制台帳に第三者への委託が記載されているのみで、再委託承諾申請書による承諾が行われていなかった。 (是正の方向性) ○ 再委託については、もれなく再委託承諾申請書をあらかじめ受注者より提出させ、諾否を判断し、受託者に通知したうえで、再委託承諾申請書は保管しておく必要がある。

項目	【指摘事項 2-(2)-4】個人情報・情報資産取扱特記事項の添付漏れについて
現状	○ 「個人情報・情報資産取扱特記事項」は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報・情報資産を適正に取り扱うために特記事項をまとめたものである。
指摘事項 もしくは 意見	○ 施設管理業務委託では受注者が利用者の氏名等の個人情報を取り扱う可能性があることから「個人情報・情報資産取扱特記事項」を契約書に添付すべきであるが、平成 29 年度の和白水処理センター施設管理業務委託については添付されていなかった。 (是正の方向性) ○ 個人情報・情報資産を取り扱う業務については、契約書に「個人情報・情報資産取扱特記事項」を漏れなく添付されたい。

項目	【意見 2-(4)-1】遊休固定資産について
現状	○ 下水道事業において、遊休となっている固定資産の有無を把握したところ、西戸崎 (I) 処理場 (跡地) とコンポスト工場の2件が遊休資産であった。
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ 西戸崎 (I) 処理場 (跡地) については、今後の利用に関して検討中であり、有効利用されていない。</p> <p>○ コンポスト工場については利用が開始されているが、資材置き場、映画・CM等の撮影場所としての利用のみである。簿価は多額であり、さらなる有効利用が望まれる。</p> <p>(改善提案)</p> <p>○ 西戸崎 (I) 処理場 (跡地) に関して、有効利用について検討はされているが未だ有効利用されていない状態である。今後の活用について、早期に計画を策定し有効利用を開始されたい。</p> <p>○ コンポスト工場に関しては、農産物栽培施設やその他の公共施設等への活用も検討中であり、より有効な活用方法を検討されたい。</p>

項目	【指摘事項 2-(4)-1】固定資産の減損の要否について
現状	○ 地方公営企業法施行規則では、固定資産について減損会計を適用することが明記されており、決算の調製において減損の要否を検討しなければならない。
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ 「地方公営企業が会計を整理するに当たりよべき指針」に則り、資産のグルーピング、減損の兆候、減損の認識、減損の測定といった検討が行われていなかった。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>○ 下水道事業の固定資産についてグルーピングを行い、決算の調製の際には、固定資産の減損の要否について検討した資料を作成し、決算資料として保管されたい。</p>

項目	【意見 2-(4)-2】固定資産の減損会計に関連する規定について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産の減損会計は、固定資産のグルーピングから、減損の兆候、減損の認識、減損の測定、会計処理と、複雑な事務手数が要となる会計処理であり、関連する規則、要綱、指針などを設けることが望ましい。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道事業において、固定資産の減損会計に関連する規則、要綱、指針などは設けられていなかった。 (改善提案) ○ 福岡市下水道事業会計規則の第5章には固定資産会計の規定がある。この第5章に減損会計についても適用する旨を規定することが望ましい。 ○ 下水道事業の固定資産についてグルーピングを行い、決算の調製の際には、固定資産の減損の要否について検討した資料を作成し、決算資料として保管されたい。 ○ 固定資産のグルーピング方法、グルーピングによる業務の損益及びキャッシュ・フローの把握方法、固定資産の土地や建物等の時価算定方法、会計処理及び注記方法について、要綱もしくは指針を作成の上で固定資産の減損会計を適用することを検討されたい。

項目	【意見 2-(5)-1】経営戦略における貸借対照表の作成について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省「経営戦略策定ガイドライン」では、公営企業の経営戦略においては収益的収支と資本的収支の記載項目が中心であり、貸借対照表を作成するようには要求されていない。 ○ 下水道事業においても経営戦略策定に際して貸借対照表は作成しておらず、経営戦略の流動資産と流動負債も同じ数字が掲載されているのみである。 ○ 流動資産の予定額は使用予定のない余剰金が多くないか、資金不足に陥っていないか判断する指標となるが、同額ではそれも判断できない。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営戦略として公表される数値は流動資産と流動負債のみであるが、貸借対照表を作成しながら経営戦略を策定することで、適切な経営戦略を策定することが出来る。 ○ 収益的収支で予定される内部留保資金に対して資本的支出が少なければ使用する見込みのない流動資産が増えすぎることになるし、その逆であれば負債の増加により資金不足に陥ることになる。そのような状況にならないように貸借対照表を併せて作成することで適切な収益的収支と資本的収支を計画することが出来る。 (改善提案) ○ 次回の経営戦略策定の際には予定貸借対照表についても作成し、公営企業として適切な経営戦略の目標を設定するために役立てるとともに、流動資産と流動負債には貸借対照表の数値を入力して公表することを検討されたい。

項目	【意見 2-(5)-2】経営戦略の見直しについて
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道事業の経営戦略は平成 29 年度から平成 38 年度までを計画期間として策定されている。 ○ 経営戦略では設備更新や耐震対策に必要な投資を続けつつ、企業債については「一人あたりの企業債残高」を 20%縮減することを目標として、4,000 億円を平成 38 年度までに 3,200 億円まで削減する計画である。 ○ しかし経営戦略の投資試算及び財源試算において見込まれる補填財源の未使用額を試算した結果、平成 38 年度には 500 億円程度になると試算された。補填財源の未使用額の増加は内部留保資金の増加に繋がるので、経営戦略として望ましい試算結果ではない。 ○ 補填財源の未使用額が多額となる理由についてヒアリングしたところ、平成 33 年度以降に想定される補填財源の未使用額は、平成 33 年度から平成 36 年度の次期財政収支計画において、経営の方向性の検証、中部水処理センターやその関連施設の管渠やポンプ場などをはじめとした主要施設の再構築等を考慮して見直しが行われ、実際には補填財源の余剰が多額に発生しないように計画される見込みであるとのことであった。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営戦略は、現状の料金設定の下、投資試算と財源試算がバランスするかどうかを計画するものであり、次期の財政収支計画の投資試算についてもある程度見込んで経営戦略に織り込まなければ、バランスしているかどうか判断することが出来ない。多額の補填財源が使用されず、使途の説明が出来ない内部留保資金を多額に計上する予定となっている経営戦略は望ましくはない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営戦略の策定に当たっては多額の補填財源の未使用が残らないように、使途を説明できない多額の内部留保資金を計上することがないように策定すべきであり、次期の財政収支計画における収支も、ある程度の試算を行って経営戦略に織り込むべきである。 ○ また、利息負担を軽減するために企業債の償還をさらに促進する必要はないか、適切な下水道使用料のもとで汚水処理を持続していくための投資計画に漏れはないか、不要な投資はないか継続的に見直しを行われたい。

項目	【意見 2-(5)-3】経営戦略の期間について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道事業の経営戦略は 10 年間で計画期間としている。 ○ 総務省の「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」報告書においても、経営戦略の策定にあたっては最低 10 年間で策定期間とし、可能な限り長期間（30～50 年超）の試算を行うことが推奨されている。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備投資の時期によって経営戦略の収益的収支と資本的収支は増減するため、10 年間の経営戦略では各数値目標が適切かどうか、判断が困難である。 ○ 市の人口推計は、「福岡市人口ビジョン」によると平成 47 年度にはピークを迎え、その後は、減少に転じるものと見込まれているので、下水道施設の更新需要についても 30 年～50 年の長期間で試算を行うことが望ましい。 <p>（改善提案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道事業においては、現状より可能な限り長期間における経営戦略を策定することを検討されたい。

項目	【意見 2-(6)-1】下水道事業単独の人材育成プランについて
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は下水道事業の人材育成も含めた「道路下水道局人材育成プラン」を策定しているが、下水道事業単独の「人材育成プラン」ではない。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道事業に関連する専門的技術や経験は道路事業や河川事業とは異なる。また下水道事業は地方公営企業であり、一般会計により行われる道路事業や河川事業と運営方法も異なることから地方公営企業の制度や予算・決算の知識も必要となる。 ○ より具体的な人材育成プランを策定するために、公営企業である下水道の部と、一般会計に所属する道路及び河川の部に分けることで、より具体的な人材育成プランとすべきである。 <p>（改善提案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人材育成プランの見直しに当たっては、より具体的な人材育成プランを策定するために地方公営企業である下水道の部と、一般会計に所属する道路及び河川の部に分け、より具体的な人材育成プランを検討されたい。 <p>既に、人材育成の柱である研修については、道路・河川・下水道に分けて、プログラム実施中、あるいは検討を進めている状況であり、その内容は現プランの追加資料に位置付けるとのことであるため、予定通り実施されたい。</p>

項目	【意見 2-(6)-2】人材育成計画について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公営企業の技術の継承に関する問題は、全国共通であり今後深刻化が予想される。市においても職員の高齢化は進んでおり、その対策は重要な施策の一つである。 ○ 市は平成 30 年 4 月に、「道路下水道局人材育成プラン」を策定している。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人材育成プランには人材育成の方向性と、育成のための仕組みや取り組みが記載されているが、これらはいずれも定性的な計画であり、具体的な目標が記載されていなかった。 ○ 人材育成計画において個別具体的な目標を掲げることが必要と考える。 (改善提案) ○ 人材育成計画の実効性を高め、下水道事業に係る技術の継承を確実に遂行するために、人材育成計画において個別具体的な目標を掲げた計画に見直すことを検討されたい。

項目	【意見 2-(7)-1】下水道BCPにおける流域下水道事業者との協力・連携体制について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道整備区域のうち、南部処理区は福岡県が実施する御笠川那珂川流域下水道事業の一部である。 ○ 福岡市下水道BCPでは、福岡県との連絡・連携体制について明記されておらず、南部処理区について福岡県とどのように協力して被災に対応し、事業継続のための対策がなされるのか不明であった。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平時においては事前計画や教育・訓練において、災害時には被害状況などの情報共有、人員や資材の相互支援など、下水道事業の事業継続にあたり福岡県との協力は不可欠であり、事前に被災時の対応について協議・調整を行い、福岡市下水道BCPにも平時と被災時における協力・連携体制について記載することが望ましい。 (改善提案) ○ 現在、御笠川那珂川流域下水道に係る自治体間で被災時の対応について協議を行っているとのことなので、事業継続に係る点については取りまとめて福岡市下水道BCPに記載し、事前対策や震災時の対策に生かされたい。

項目	【意見 2-(7)-2】事前対策計画のうち今後検討予定となっている事項について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前対策計画のうち以下の項目は今後検討予定となっていた。 <ul style="list-style-type: none"> ①雨水幹線、ポンプ場、雨水吐等の活用・・・雨水幹線を災害時における汚水溢水対応のために活用できる方法及び汚水溢水防止のため雨水吐を活用すること ②減災対策施設の配置計画及び整備の検討
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡市下水道BCPに計画されている「事前対策計画」は、非常時の対応力の向上及び非常時の応急対応の負担の軽減に資する事項を選別し、今後の対応方針を計画として整理するものである。よって計画策定後は早期に対応しておくべきである。 (改善提案) ○ 事前対策計画のうち、今後検討予定の項目については、優先順位を考慮し、どのように計画を実行するのか検討されたい。特に、多額の支出が必要となるハード対策事業については、その要否や規模について慎重に検討し、具体的な計画を策定されたい。

項目	【指摘事項 2-(8)-1】水洗化貸付金の債権管理事務について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水洗化貸付金の債権管理簿によれば平成 29 年度末の債権残高は 4,477,150 円であった。 ○ 貸借対照表には同額が水洗化貸付金として計上されるべきであるが、貸借対照表に計上されていた金額は 2,072,200 円であった。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 差額のうち、1,956,500 円は貸付金から未収金への振替処理を重複して行っていたものであり、固定資産の貸付金が過小に、流動資産の未収金が過大に計上されていた。 ○ 残りの差額の 448,450 円については、現在差額の原因は明らかではなく調査を進めている状況である。 (是正の方向性) ○ 差額の原因が判明している金額については未収金と貸付金の残高の修正仕訳が必要である。残りの原因が判明していない残高については調査を進められたい。 ○ 債権管理簿による債権管理のみならず、決算時には貸借対照表の貸付金残高と債権管理簿の残高の一致を確認することで、このようなミスが発生しないような内部統制を構築されたい。

項目	【意見 2-(8)-1】「市長が特に認める場合」の確認について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 29 年度における水洗化貸付金の対象となった水洗化工事はいずれも処理区域の公示から 3 年を超過していた。 ○ しかし「市長が特に認める場合」には水洗化の猶予が行われ、3 年を超過して行われた水洗化工事に対しても融資が行われることとなっている。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「市長が特に認める場合」として「水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情にあるとき。」という事由をもって融資を行っているが、「水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情にあるとき。」との文言が記載された紙にマーカーで塗りつぶされているのみで、改造資金の調達が困難な事情についての具体的な記載はなく、どのようにして市職員が、当該事由を確認したのか記載した書類は綴じこまれていなかった。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改造資金の調達が困難な事情は資金を借り受けようとする者によって様々であり、その事情を市側で把握することは困難であるため「水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情」については借り受けようとする者がその旨を記載して市に提出すべきであり、本人からの提出書類を融資伺い書に添付することを検討されたい。

項目	【指摘事項 2-(8)-2】水洗化貸付金の滞納未収金に対する貸倒引当金について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水洗化貸付金においても滞納があり、不納欠損処理が行われている。時効に合わせて過去 10 年間の金額を集計したところ不納欠損処理の合計金額は 6,145,943 円である。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水洗化貸付金の滞納未収金に対しては、不納欠損処理による損失が発生しており、会計上は債権の不納欠損処理による損失に備えて、損失の発生可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができる金額を貸倒引当金として計上すべきである。 <p>(是正の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水洗化貸付金についても貸倒引当金を計上されたい。

項目	【意見 2-(9)-1】雨水流出抑制施設助成制度の見直しについて
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水害防除に対する市民意識の向上・啓発を目的として、市内で雨水貯留タンクや雨水浸透施設を設置する市民に対し、助成金を交付する「雨水流出抑制施設助成制度」を設けている。 ○ そのうち、雨水浸透施設への助成は制度開始以来2件のみで、助成額は40千円であった。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、短時間で局地的に多量の降雨がある、いわゆるゲリラ豪雨の被害が全国的に増加しており、この被害軽減にも雨水の貯留・浸透を推進することが不可欠である ○ 雨水浸透施設への助成実績はわずか2件に留まっており、雨水の浸透を推進するには不十分である。 (改善提案) ○ 福岡市としては、より一層、水害防除に対する市民意識の向上・啓発に努め、雨水流出抑制施設の重要性について市民の理解を得ることで雨水浸透施設の設置を推進されたい。 ○ 雨水浸透施設の設置を増やすために助成制度をどのように活用すべきか、助成制度の在り方を再検討されたい。

項目	【意見 2-(10)-1】再生水供給区域における供給実績の伸び悩みについて
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生水利用下水道事業では中部地区と東部地区に再生処理施設が設置されており、それぞれ再生水の供給能力は10,000 m³と1,600 m³であるのに対して、平成29年度における最大供給水量は、6,957 m³と403 m³であり、供給能力に対して供給実績が伸び悩んでいる。 ○ 東部地区の再生処理施設では、雑用水道の設置義務がある大型施設を含む都市開発が当初計画より遅れていることで、供給実績が伸び悩んでおり、施設の供給能力が過大となっている状況である。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡市の再生水利用は供給箇所数と、供給区域ともに全国最大の事業であり、節水のために非常に重要な事業であるため、さらなる供給実績の増加に努めるべきである。 (改善提案) ○ 現条例では義務付けられていない規模の大型施設にも、環境対策や節水型都市づくりへの協力を求める等、再生水の供給対象施設の増加に努められたい。

項目	【意見 2-(10)-2】再生水利用下水道事業のセグメント情報開示について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生水利用下水道事業は、公共下水道とは別体系で料金を徴収しており、独立採算を原則とする地方公営企業の事業である。 ○ セグメント情報として事業の損益や資産、負債の状況などを財務諸表で開示することが望ましいが、セグメント情報としては太陽光発電事業が開示されているのみで再生水事業は開示されていなかった。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生水利用下水道事業は節水型都市づくりのために重要な施策であり、今後も更なる事業拡大が計画されているので再生水事業の経営成績、財政状態を財務諸表において市民に公表することは有意義である。 ○ 再生水事業は、下水道事業とは別体系の料金を徴収しており、適切な料金設定のためにも損益計算を行い、公表することが望ましい。また再生水事業のために多額の設備が整備されており、その財源として多額の企業債も発行されていることから資産や負債の情報についても開示することは有意義である。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再生水事業の情報を、財務諸表のセグメント情報において開示することを検討されたい。

項目	【意見 2-(11)-1】耐震対策の進捗状況について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道事業においては、所定の耐震性能が確保できるように対策を進めているところであり、具体的な目標は福岡市下水道ビジョン 2026 に記載されている。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難地・防災拠点からの排水を受ける管路、ポンプ場・処理場に直結する幹線管路、河川・軌道を占用する管路である「重要な幹線等」は 852 k mあるが、そのうち施設の重要度や老朽度を踏まえて耐震化を優先すべき必要な管渠として 121Km を決定しており、平成 38 年度末までにその耐震化が完了する計画となっている。 ○ ポンプ場については平成 38 年度までに耐震化が完了する 23 施設のほか、耐震化工事自体が場所等の要件により困難なポンプ場が 5 施設あるが、これらの 5 施設については福岡市下水道ビジョン 2026 において耐震化すべき対象に含まれていない。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡市下水道ビジョン 2026 では耐震化目標をすべて達成できるプランとなっているが、耐震化目標以外にも耐震化すべき施設がある。 ○ 次回のビジョンで実施するのみではなく、今回のビジョン 2026 においても経営の両立の検討を加えながら耐震工事追加の可否を検討されたい。

4. (河川事業)

項目	【意見 3-(3)-1】水防資材の使用報告について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は有事に浸水防止活動にあたる人が土嚢や水防パック等の水防資材を利用できるように、水防倉庫を配置して水防資材の備蓄を行っている。 ○ 水防資材の管理について、地域の住民と管理委託契約を締結しており、受託者から年2回(9月30日及び3月31日)水防資材在庫高及び使用報告を受けている。 ○ 委託契約では、「水防資材を搬出した時は、速やかに甲に対し水防資材使用報告書を提出する」ことを明示している。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防資材が使用されても報告されていないケース、使用から数か月遅れて報告されるケースや、使用日が報告日の後日となっているケースがあり、実際の水防資材の使用時期がわからず、適時に必要な水防資材の補充ができない恐れがある。 (改善提案) ○ 常時、必要な水防資材が備蓄できている状態を維持することができるよう、水防資材使用の有無等について確認する仕組みを構築することを検討されたい。

項目	【意見 3-(3)-2】水防資材の備蓄について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防倉庫に備蓄する水防資材の内容及び数量は、「福岡市地域防災計画」における「福岡市水防倉庫及び水防資材等の配備計画表」にて公表している。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の水防資材の備蓄は配備計画通りではなかった。 ○ 委託契約に基づいて報告された水防資材の在庫数量と水防資材配備計画表と比較したところ、実際の在庫内容及び数量が水防資材配備計画の数量に満たない水防倉庫が散見された。 (改善提案) ○ 大雨や台風等の有事において、水防資材在庫切れによる浸水防止活動の支障が生じないよう、計画に基づいて補充を行い、常時計画した水防資材が使用できる状態で備蓄することを検討されたい。

項目	【指摘事項 3-(3)-1】河川の未申請占用等について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、管理する準用河川及び普通河川について、その保全及び利用が適切になされるよう、河川法等の規定する管理を行っている。 ○ 河川を占用をしようとする者に対して申請を求めている、一定の場合には占用料等を徴収している。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普通河川の一部地区において、福岡市普通河川管理条例に基づく手続きが行われていない状況が確認された。 ○ 現在、市が把握している河川の占用は、市民より申請を受けた受動的なものであり、未申請占用の状況についての網羅的な把握ができていない状況である。 ○ 河川の未申請占用が生じている状況においては、以下の2点が懸念される。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 円滑な河川整備もしくは機能維持が行えないリスク ■ 占用料の徴収漏れが生じるリスク (是正の方向性) ○ 河川の未申請占用が行われている実態を網羅的に把握して、河川の適切な管理ができるようルール整備・運用と現状の把握を実施されたい。 ○ 占用許可のないまま占用等が行われている場合については、条例等に基づく申請手続を促されたい。

項目	【指摘事項 3-(3)-2】水路の未申請使用について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、河川法等の適用又は準用を受けていない灌漑や悪水排泄等の機能を有している用排水路を法定外公共物として所有し、管理を行っている。 ○ 水路を使用しようとする者に対して申請を求めている、一定の場合には使用料を徴収している。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視察の結果、2箇所の水路使用について、福岡市水路使用料条例、及び福岡市水路使用規則に基づく手続きが行われていない。 ○ 現在市が水路について把握している状況は、水路敷地に関する情報、及び、使用者から申請された限定的な水路使用の状況である。 ○ したがって、水路の未申請使用の状況についての網羅的な把握ができていない状況であると同時に、水路としての機能性、工作物の物理的状況についても把握できていない状況である。 ○ 水路の未申請使用が生じている状況においては、以下の2点が懸念される。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 円滑な水路整備もしくは機能維持が行えないリスク ■ 使用料の徴収漏れが生じるリスク (是正の方向性) ○ 市は、水路の未申請使用が行われている実態、及び、水路としての機能性、工作物の物理的状況を網羅的に把握して、水路の適切な管理ができるようルール整備・運用と現状の把握を実施されたい。 ○ 使用許可のないまま使用等が行われている場合には、条例等に基づく申請手続を促されたい。

5. (集落排水事業)

項目	【意見 4-(3)-1】集落排水事業の経営改善について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の集落排水事業は赤字事業であり、一般会計からの繰入金があれば資金不足となる状況である。 ○ 赤字補填を目的とした一般会計からの繰入金は平成 27 年度より 3 億円程度で推移している。 ○ 利用者から徴収する使用料金は下水道事業と同水準である。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業集落や漁業集落の人口は将来的に減少することが見込まれており、集落排水事業の経営環境は厳しい。今後人口減に伴って料金収入が減少することが見込まれるのであれば、事業維持に必要な一般会計の負担率を検証の上で、経費削減の対策を取ることが急務である。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 集落排水事業として、収納率の向上や業務の効率化による経費削減など経営改善策を検討し、経費削減に取り組まれない。

項目	【意見 4-(4)-1】経営戦略の策定について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の集落排水事業は、使用料金などの歳入が歳出に対して不足する赤字事業であり、赤字を削減するための対策が急務である。 ○ 現在国は、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として「経営戦略」策定を推進している。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集落排水事業の経営戦略の策定は未着手であり、策定予定年度も未定とのことであった。 ○ その理由として「統廃合・広域化等、経営形態の見直しの検討段階であり、検討終了後に策定予定であるため」とのことであった。 <p>(改善提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 早期に将来の人口予測を考慮した需給予測を行い、「経営戦略策定ガイドライン」に基づいた経営戦略を策定し、「投資試算」と「財源試算」をバランスさせるための対策を検討されたい。

項目	【意見 4-(5)-1】集落排水事業の地方公営企業法適用について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、総務省の方針に従って、適切な財政マネジメントやアセットマネジメントを行うために、多くの集落排水事業が地方公営企業法を新規に適用し、地方公営企業会計を導入している。 ○ 集落排水事業の使用料金は下水道事業と同じであるが、下水道事業が地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計による運営が行われているのに対して、集落排水事業は地方公営企業法を適用しておらず、官公庁会計による運営が行なわれている。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 官公庁会計では貸借対照表や損益計算書が作成されないため、適切な財政マネジメントやアセットマネジメントが出来ない。 ○ 使用料金を設定するためには、集落排水事業における原価計算が必要であるが、官公庁会計では減価償却費などの資本コストを算定しないため原価計算が出来ない。 (改善提案) ○ 地方公営企業法を適用することで、経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上や弾力的な経営が可能となる。 ○ 集落排水事業では福岡市の方針に従って資産の管理台帳は作成途中であり、作成していない自治体に比べれば法適用のための事務作業も比較的進んでいる。法適用について積極的に検討されたい。

項目	【意見 4-(6)-1】下水道事業と集落排水事業の業務統合について
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道事業は道路下水道局、集落排水事業は農林水産局が所管している。 ○ 下水道事業と集落排水事業は事業の目的や使用する施設は異なるものの、市民にとっては同じ汚水処理事業であり、運営にあたっては共通する業務も多い。
指摘事項 もしくは 意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集落排水の赤字を削減するため、お互いの事業が一部の業務を共同して行うことで経費削減ができないか検討されたい。 ○ さらに下水道事業と集落排水事業を組織統合（二つの事業を一つの部署が運営すること）することで業務の効率化や経費削減が出来ないかについて検討されたい。 (改善提案) ○ 例えば、窓口業務の一本化や徴収および債権管理業務などを一本化することで業務を効率化し、経費削減に繋げることが出来ないか検討されたい。 ○ 下水道事業と集落排水事業を組織統合することで、共通業務を集約して人員削減が出来ないか、使用する棚卸資産や消耗品を共同で仕入れることで、仕入価格の低減や事務処理費用が削減できないか検討されたい。

項目	【意見 4-(7)-1】特命随意契約の理由について
現状	○ 排水処理場の保守運転管理業務委託契約のうち弘集落排水処理場保守運転管理業務委託については、以前より地元の組合に特命随意契約によって委託されている。
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ 特命随意契約の理由として以下の①から④が挙げられているが、業務を委託されている業者であれば当然に実施すべき項目であって、特命随意契約の理由としては不十分である。</p> <p>① 放流水の水質を常時良好な状態に保持していくこと。</p> <p>② 異常を認めた場合は直ちにその原因を排除し、漁場への影響を最小限に止める態勢を採ること</p> <p>③ 地域の実情にあった業務運営を行うこと</p> <p>④ 施設に起因する諸問題が発生しても、迅速かつ適切な対応ができること</p> <p>(改善提案)</p> <p>○ 地元の組合に委託しなければならない特命随意契約の理由を再検討の上で、指名競争入札による競争性の確保について検討されたい。</p>

項目	【意見 4-(7)-2】従事者名簿の提出と資格確認について
現状	○ 排水処理場保守運転管理業務委託は、専門的な知識経験も求められる業務であり、浄化槽法に定める資格を有する者を設置することを受託業者に求めている。
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ 排水処理場保守運転管理業務委託は、浄化槽管理のために必要な資格をもって市の排水処理場の保守運転管理を行う業務であるが、契約書もしくは仕様書では従事者や資格の確認について定められていなかった。</p> <p>○ その結果、一年間を通して勤務している常勤者の身分や所有する資格が不明となっている契約があった。</p> <p>(改善提案)</p> <p>○ 市の所有する施設で業務を行う委託については従事者一覧もしくは従事者の履歴書を漏れなく提出させるべきである。</p> <p>○ 業務に必要な資格については業務開始以前に確認しておく必要がある。</p> <p>○ そのためには契約書もしくは仕様書に業務開始前の受託業者の義務として明記しておくことを検討されたい。</p>

項目	【意見 4-(7)-3】業務遂行責任者の勤務実績報告について
現状	○ 排水処理場の保守運転管理業務委託契約では、委託業者は業務遂行責任者を配置することとしている。
指摘事項 もしくは 意見	<p>○ 小田集落と弘集落においては業務遂行責任者の勤務実績を出勤記録で確認できなかった。</p> <p>(改善提案)</p> <p>○ 全ての従事者の出勤記録については勤務実績を漏れなく記録するように各委託業者に周知徹底することを検討されたい。特に、業務遂行責任者による業務の管理および統括等の実施状況を確認するためには重要である。</p> <p>○ 出勤記録の報告について仕様書に記載することを検討されたい。</p>

以上